

# 「ふれあいの街ボランティア」について（説明書）

ふれあいの街ボランティアは、地域住民等の協力により道路・河川等の清掃美化を行う住民参加型ボランティアであり、道路・河川等の管理者がその活動に対し一定の支援を行うことで、より満足度の高い環境整備を図ることを目的とするものです。

これまで、道路に関しては「ふれあいの街クリーン事業」として、一部住民の方々から協力をいただいていたところですが、活動対象を河川等にも広げ、参加者が安心してボランティア活動できるよう保険加入を行うなど、支援体制の充実を通じて広く活動を広げていきたいと考えています。

## 1 目的

地域の方々が実施団体となり、道路・河川等の管理者（上川総合振興局旭川建設管理部）が協力支援することによって、清掃美化活動を通じた地域交流、公共物に対する愛護意識の高揚を図り、さらには、道路・河川環境ならびに生活環境の美化促進に繋がることを期待するものです。

## 2 活動内容

簡易な清掃や植栽管理を行うこととします。

- (1) 道路においては、路肩や法面のゴミ拾い・空き缶拾い・草刈り、歩道や植樹帯などの清掃・花植え、など
- (2) 河川等においては、ゴミ拾い・空き缶拾い・草刈り、など

## 3 参加資格

本ボランティアは、市民団体の方々の参加を想定していますが、商店街や町内会、学校、企業等の各種団体の参加も歓迎します。

また、道路や河川等、公共物の区域内におけるボランティアであることから、利用者の安全を妨げないことや過度な作業にならないことを確認するため、活動内容等について簡単な審査を行うこととします。

## 4 申込方法

- ・最寄りの上川総合振興局の窓口で、活動しようとする区域・内容・期間等について、事前に協議（相談）してください。（別紙「窓口一覧」をご覧ください。）
- ・協議終了後、代表者が申込書・活動計画書・参加者名簿等を提出することにより、後日、決定通知書が送付されます。
- ・希望する団体については、ボランティア保険の加入や、活動に必要な花苗・ゴミ袋・軍手の提供等、必要かつ可能な範囲で支援を行います。  
（保険の加入手続きには、参加申込書の提出からから1週間程度の日数を要するので、ご承知おきください。）

「ふれあいの街ボランティア」は、参加者の自己責任において行うボランティア活動であり上川総合振興局は、その活動中に発生した事故等に対しては、賠償責任を負いません。  
ただし、上川総合振興局が、参加者の活動に対する支援としてボランティア保険に加入している場合には、その範囲内で補償を行います。

## 5 留意事項

参加者の安全が最優先です。無理のない計画を心がけるようお願いします。

- (1) 活動を行う時は、必ず、上川総合振興局に事前に（できるだけ早めに）連絡してください。
- (2) 作業に際しては、指導・監督のできる責任者を決め、安全な活動に努めてください。
- (3) 天候や時間、交通状況等を勘案し、無理のない作業を心がけてください。
- (4) 子供が参加する場合は、大人（目が行き届く人数）の指導のもとで作業を行ってください。
- (5) 危険物や粗大ゴミ、重量物には手を触れず、上川総合振興局へ連絡してください。
- (6) 作業中に事故が発生したときは、関係機関の外、上川総合振興局にも直ちに通報願います。
- (7) 不明な点や定めのない事項が生じた場合は、実施団体と上川総合振興局が予め協議して定めることとします。

# 「ふれあいの街ボランティア」実施フロー

※  は参加団体、*斜体は上川総合振興局*

## 参加申し込み

- ・ その地域を管轄する旭川建設管理部事業課・出張所と、活動区域、活動期間、活動内容等について協議する

## 申込書の提出

- ・ 協議終了後、「ふれあいの街ボランティア申込書」及び「ふれあいの街ボランティア活動計画書」を旭川建設管理部事業課・出張所へ提出する  
(ボランティア保険の加入を希望する場合は、「ふれあいの街ボランティア参加者名簿」を添付する)

参加対象は、地域と一定の関わりを持ち、責任を持って道路・河川等の清掃美化活動を行うことができる団体  
(例) 商店街、町内会、小中学校、老人会、婦人会、地元企業など

## 決 定

- ・ *事務局(地域調整課)が関係各課と審査のうえ、決定する*

## 決定通知

- ・ *事務局より、「ふれあいの街ボランティア決定通知書」により参加団体に通知する*

## 同意書の提出

- ・ 「ふれあいの街ボランティア同意書」を提出する  
  
・ *ボランティア保険の加入手続き及び資材等の提供を行う*

## 活動の実施

### 参加団体による清掃美化活動の実施

## 活動状況報告書の提出

- ・ 「ふれあいの街ボランティア活動状況報告書」を提出する

## 「ふれあいの街ボランティア」窓口一覧

事 務 局	上川総合振興局旭川建設管理部事業室地域調整課 〒079-8613 旭川市永山6条19丁目1番1号 TEL (0166) 46-4915 FAX (0166) 46-5372	
出張所等	所 在 地	管 轄 市 町 村
事 業 課	〒070-8616 旭川市東3条5丁目1番44号 TEL (0166) 26-4461 FAX (0166) 24-2252	旭川市、東神楽町、鷹栖町 当麻町、比布町、愛別町 上川町、東川町、美瑛町 幌加内町
士 別 出 張 所	〒095-0034 士別市西4条北1丁目 TEL (01652) 3-2191 FAX (01652) 2-1678	士別市、和寒町、剣淵町 下川町、名寄市（旧風連町）
富 良 野 出 張 所	〒076-0021 富良野市緑町8番1号 TEL (0167) 23-2168 FAX (0167) 23-3393	富良野市、上富良野町 中富良野町、南富良野町 占冠村
美 深 出 張 所	〒098-2253 美深町西3条北2丁目10番地6 TEL (01656) 2-1081 FAX (01656) 2-1061	名寄市（旧風連町を除く）、 美深町、音威子府村、 中川町